

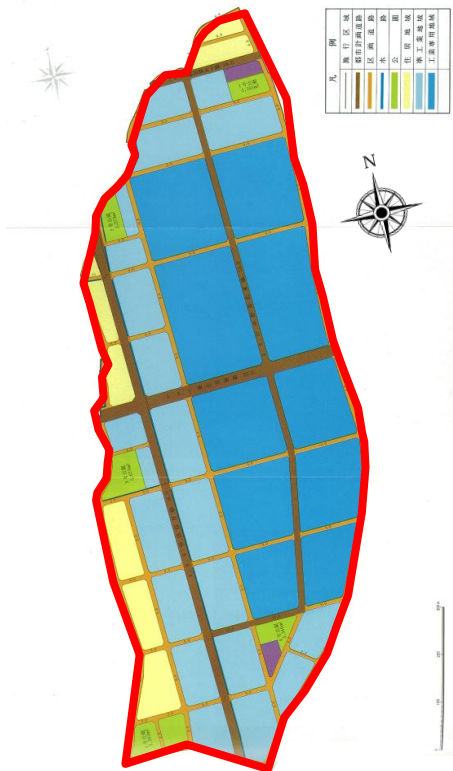
施行者：富田林市  
 施行面積：62.27ha  
 施行期間：昭和41～48年度  
 総事業費：約3,135百万円  
 減歩率：24.34% (公共19.77%)  
 計画人口：約4,503人

都市計画決定：昭和48年11月14日  
 事業計画認可：昭和49年8月20日  
 仮換地指定：昭和51年4月8日  
 換地処分：昭和58年7月1日

本地区は富田林市の中心より東端に位置し、一級河川石川を隔てて南河内郡太子町及び河南町と接している。地区より近鉄中野線喜志駅及び富田林駅へ約1.5kmの距離にあり、約1時間で、大阪の都心部へ到達できる。

地区内には4本の都市計画道路が決定されており、これらの用地を確保し、公共施設を整備し、併せて土地の利用増進を図り健全な市街地を造成するためにこの事業を行う。尚地区内に33haの中小企業団地の計画があり(用地買収済)これも合わせて整備する。

▼設計図



▼位置図



▼土地利用内訳

	施行前		施行後	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
公共用地	2.67	4.29	14.46	23.22
宅地	59.60	95.71	47.81	76.78
合計	62.27	100.00	62.27	100.00

▼航空写真 (施行前：昭和41年頃)



▼航空写真 (施行後：昭和48年頃)

